

# 真に児童の権利の保護に必要な規制を目指して

## — 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び 児童の保護等に関する法律の一部改正 —

法務委員会調査室 高木 和博

### 1. はじめに

1989年（平成元年）に国連で採択され、1994年（平成6年）に我が国が批准した「児童の権利に関する条約」は、その第34条であらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを規定している。また、東南アジアにおける児童買春が問題となる中、1996年（平成8年）8月29日には、122か国の政府、「アジア観光における児童買春根絶国際キャンペーン」（ECPAT）を含むNGO、ユニセフ等が、スウェーデンのストックホルムにおいて児童の商業的性的搾取に反対する地球規模のパートナーシップを公約<sup>1</sup>した。このような条約の精神や国際的な動きを背景として、平成11年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（以下「児童ポルノ禁止法」という。）が制定され、平成16年に一部改正されたが、この度、第186回国会開会中である平成26年6月18日の参議院本会議において、衆議院法務委員長提出の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第28号）（以下「本法律案」という。）が賛成多数で可決・成立し、同月25日、平成26年法律第79号として公布された（以下、改正後の法律を特に「平成26年改正法」という。）。

なお、平成26年改正法は、公布の日から起算して20日を経過した日である同年7月15日から施行されている（ただし、第7条第1項の規定（自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則の規定）は、平成26年改正法施行の日から1年間は、適用しないこととされている。）。

そこで、本稿では、平成26年改正法成立に至るまでの経緯、改正の概要及び国会における主な論議を紹介した上、最後に、児童を取り巻く現状と今後残された課題について触れたい。

### 2. 平成26年改正法成立に至るまでの経緯

#### （1）児童ポルノ禁止法の制定（平成11年）

児童ポルノ禁止法が制定された平成11年当時、我が国においては、児童が金銭等の経済的利益の代償として性交を含めた性的な関係を提供するいわゆる援助交際<sup>2</sup>や児童買春を目的とするツアーのように対償を供与して児童と性交等を行うことや、児童の性的な姿

<sup>1</sup> 児童の商業的性的搾取に反対する世界会議「宣言」

<sup>2</sup> 森山真弓・野田聖子『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』（ぎょうせい 2005年）12頁

態を描写した写真、ビデオテープ等の製造及び販売が社会問題となっていた。

しかしながら、諸外国の多くは、立法によってこれらの行為を厳しく処罰しているところ、我が国においては、①刑法の強姦罪、強制わいせつ罪又はわいせつ物頒布等の罪によって一定範囲で処罰されることはあるものの、対償を供与して児童と性交等をするものは、13歳以上の者に対しては暴行又は脅迫を用いていない場合には原則として処罰対象とされておらず、②児童の性的な姿態を描写した写真等であって諸外国において児童ポルノとして取り締まられているもの全てが刑法上のわいせつ図画に該当するものではないという現状であった<sup>3</sup>。

そこで、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害していることの重大性に鑑み、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、児童の保護のための措置等を定める児童ポルノ禁止法が、第145回国会で可決され、同年5月26日公布、同年11月1日に施行された。

#### 参考1 制定当時の児童ポルノ禁止法（児童ポルノに係る行為の処罰等の部分）の概要

- (1) 児童ポルノに係る次の行為を処罰
  - ① 「頒布」「販売」「業としての貸与」「公然陳列」（＝不特定又は多数の者への提供等）
  - ② ①の目的での「製造」「所持」等
- (2) 施行後3年を目途とする検討規定

#### (2) 平成16年一部改正

平成11年に制定された児童ポルノ禁止法は、同法附則において、施行後3年を目途とする検討条項<sup>4</sup>が規定されていたところ、同法施行後も児童買春に係る事件が大幅に増加しているほか、児童ポルノに係る事件も後を絶たない状況にあった。また、同法施行後、2000年（平成12年）には国連において「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が、2001年（平成13年）には欧州評議会において「サイバー犯罪に関する条約」がそれぞれ採択されるなど、児童の権利の擁護に関する国際的取組がより一層進展した<sup>5</sup>。

このような状況を勘案し、処罰範囲の拡大や法定刑の引上げ等を内容とする児童ポルノ禁止法の一部改正法（以下「平成16年改正法」という。）が、第159回国会で可決され、平成16年6月18日公布、同年7月8日に施行された。

<sup>3</sup> 第145回国会参議院法務委員会会議録第8号1頁（平11.4.27）

<sup>4</sup> 附則第6条は「児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としていた。

<sup>5</sup> 第159回国会参議院法務委員会会議録第23号16頁（平16.6.10）

## 参考2 平成16年一部改正（児童ポルノに係る行為の処罰等の部分）の概要

- (1) 児童ポルノに係る行為の処罰範囲の拡大
  - ① 不特定又は多数の者への提供等に加え、特定かつ少数の者への提供を処罰
  - ② ①の目的での「製造」「所持」等を処罰
  - ③ 有体物でない児童ポルノ（画像データ等）に関する行為をも処罰
  - ④ 単純製造（提供等の目的を伴わない製造。ただし、児童に姿態をとらせて児童ポルノを製造する行為に限る。）を処罰
- (2) 児童ポルノの不特定又は多数の者への提供等の罪の法定刑の引上げ
- (3) 施行後3年を目途とする検討規定

### （3）平成26年一部改正

平成16年改正後、2007年（平成19年）5月のG8司法・内務大臣会議において「児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務閣僚宣言」が発出されるなど、児童ポルノの規制強化を求める国際的な動きが起こっていた。また、平成16年改正法附則において、同法施行後3年を目途とする検討条項<sup>6</sup>が置かれていたことから、各党において、児童ポルノ等に関する規制の在り方全般について真摯な議論がなされ、平成20年6月には自由民主党・公明党案が、平成21年3月には民主党案がそれぞれ提出され、その後の平成21年7月には、自由民主党・公明党・民主党の議員による「実務者会合」において修正協議が行われ、大枠で合意を見ることとなったものの、超党派の議員立法として提出されるには至らなかった。

その後も、自由民主党及び公明党の共同で、また民主党から、それぞれ改正案が提出されたが、いずれも衆議院解散により廃案となり、平成25年5月に自由民主党・公明党・日本維新の会が共同で提出した改正案についても衆議院法務委員会において審議がなされていないという状況であった。

以上の経緯に加え、前回の改正から10年が経過し、この間、インターネットの発達により児童ポルノ被害に遭う児童の数が増え続けていること等に鑑み、第186回国会において、衆議院法務委員会の理事会の下に、委員会を構成する各会派の理事会メンバーから成る「児童ポルノ禁止法改正に関する実務者協議会」が設置されることになった。

同協議会においては、平成25年に自由民主党・公明党・日本維新の会から提出された改正案に加え、平成21年の実務者会合において大枠で合意をみた案を中心に、現在の目で見ると真に児童の権利の保護に必要な規制を加えるとの観点から、3回にわたり議論が行われた結果、内容において合意に至った<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 平成16年改正法附則第2条は「児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としていた。

<sup>7</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号2頁（平26.6.4）

これを受けて、自由民主党・公明党・日本維新の会が共同で提出した改正案は撤回され、平成 26 年 6 月 4 日、衆議院法務委員会において、前記実務者協議会の合意に基づき作成された起草案を全会一致をもって委員会の成案とし、これを委員会提出法律案とすることに決し、翌 5 日、衆議院本会議で多数をもって可決した。その後、本法律案は、同月 17 日、参議院法務委員会において審議され、討論の後、多数をもって可決され、翌 18 日、参議院本会議において賛成多数で可決・成立した。

なお、本法律案に対し、参議院法務委員会において附帯決議が付された。

### 参考 3 本法律案に対する附帯決議

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十七日

参議院法務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 児童を性的搾取及び性的虐待から守るといふ法律の趣旨を踏まえた運用を行うこと。
  - 二 第七条第一項の罪の適用に当たっては、同項には捜査権の濫用を防止する趣旨も含まれていることを十分に踏まえて対応すること。
  - 三 第十六条の三に定める電気通信役務を提供する事業者に対する捜査機関からの協力依頼については、当該事業者が萎縮することのないよう、配慮すること。
- 右決議する。

## 3. 改正の概要

今回の改正の概要は以下のとおりである。

### (1) 児童ポルノの定義及びその所持等に係る罰則に関する改正等

#### ア 児童ポルノの定義の明確化

第 2 条第 3 項第 3 号に当たる児童ポルノ（いわゆる 3 号ポルノ）の定義を「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、<sup>でん</sup>臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」に改める。

#### イ 児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為の禁止

児童買春、児童ポルノの所持、児童ポルノに係る電磁的記録の保管その他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為の一般的な禁止規定を設ける。

#### ウ 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則の創設

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限

る。)は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。

#### エ その他

児童ポルノの製造の罪について盗撮の場合にも処罰範囲を拡大するほか、適用上の注意規定の明確化及び具体化を図る。

### (2) 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度の充実及び強化

#### ア 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化

心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体として、厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所及び福祉事務所を例示し、措置を講ずる主体及び責任を明確化する。

#### イ 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等

社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春や児童ポルノに係る行為により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。

### (3) インターネットの利用に係る事業者の努力規定の創設

インターネットの利用に係る事業者は、捜査機関への協力、管理権限に基づく情報送信防止措置その他インターネットを利用した児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

### (4) 施行期日等

ア この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

イ (1)のウは、この法律の施行の日から1年間は、適用しない。

ウ 政府は、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする。また、当該措置については、この法律の施行後3年を目途として、その技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 4. 国会における主な論議

衆議院法務委員会においては、いわゆる3号ポルノの定義、児童を性の対象とした漫画等の取扱い、撤回された自由民主党・公明党・日本維新の会が共同で提出した改正案の附則にあった児童ポルノに類する漫画等と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究の規定が起草案では削除されている理由、児童ポルノ所持罪の要件、児童ポルノの規制対象年齢の見直し、インターネットによる閲覧等の制限に関する総務省・警察におけ

る取組等について質疑が行われた。

一方、参議院法務委員会においては、本改正の趣旨と国際社会の要請、児童に対する性的搾取及び性的虐待を防止するために必要な施策、児童ポルノの所持を一般的に禁止した趣旨、児童ポルノの単純所持罪の構成要件の明確性、「自己の性的好奇心を満たす目的」についての捜査及び立証の在り方、インターネット上の児童ポルノへの閲覧防止措置等の対応策、漫画・アニメ等の実在しない児童の描写物に係る対応、本法の用語としての「児童ポルノ」という呼称の妥当性等について質疑が行われた<sup>8</sup>。

以下、特に議論の多かった項目に絞って取り上げる。

#### (1) いわゆる3号ポルノの定義の明確化

いわゆる3号ポルノの定義を「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、<sup>でん</sup>臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」に改める。（第2条第3項第3号関係）

#### ア いわゆる3号ポルノの定義を改める趣旨

いわゆる3号ポルノの規定について、改正前は「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」と規定されていたところ、本法律案では詳細に改められたため、その趣旨について問われた。

提出者からは、「第2条第3項第3号の改正は、当該画像の内容が性欲の興奮又は刺激に向けられているかを、性的な部位が描写されているか、児童の性的な部位の描写が画像全体に占める割合はどうかといった客観的要素に基づいて判断するために加えたものであり、このような判断は、従前、性欲を興奮させ又は刺激するものの該当性判断の一要素として行われてきたところであるが、このような判断を行うことを明記することで、3号ポルノの定義の明確化を図る趣旨である」旨の答弁があった<sup>9</sup>。

#### イ 「性欲を興奮させ又は刺激するもの」かどうかの判断基準・方法

「性欲を興奮させ又は刺激するもの」かどうかの判断は、誰を基準とし、どのように判断するのかについて問われた。

法務省からは、「性欲を興奮させ又は刺激するものかどうかは一般人を基準に判断すべきものと解している。その判断要素については、個別具体的な事案の内容にはよるも

<sup>8</sup> なお、質疑終局後、日本共産党から、「児童ポルノは児童に対する最悪の性虐待、性的搾取であり、政府を先頭に社会全体がその根絶のため断固たる姿勢を示し、対策を強める必要があることは明白」としつつ、「いわゆる3号ポルノの規定は、本法案で一定の明確化を試みられたものの、依然として不明確さを残して」おり、「その単純所持を処罰することは恣意的な捜査を拡大するおそれが大きく、処罰する必要のないものにまで広範に捜査の網を掛けることが否定でき」ず、「個人の私的領域にまで捜査機関が踏み込み、冤罪を生むことも懸念される」等として、本法律案に反対する旨の討論が行われた（第186回国会参議院法務委員会会議録第24号21～22頁（平26.6.17））。

<sup>9</sup> 第186回国会衆議院法務委員会会議録第21号5頁（平26.6.4）

の、一般論として言えば、性器等が描写されているか否か、あるいは動画等の場合にその児童の裸体等の描写が全体に占める割合、あるいはその児童の裸体等の描写方法、こういった諸般の事情を総合的に検討して、それを一般人に当てはめ、その基準で、性欲を興奮させ又は刺激するものに当たるかどうかを判断するものと解している」旨の答弁があった<sup>10</sup>。

## (2) 児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為の禁止

何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないものとする。(第3条の2関係)

### 所持等を一般的に禁止した趣旨

第3条の2が、第7条第1項と異なり目的による限定をせず、どのような目的であっても児童ポルノをみだりに持ってはいけないとして、所持等を広く禁止した趣旨について問われた。

提出者からは、「児童ポルノの存在は、児童ポルノに描写された児童の心身に長期にわたって有害な影響を与え続けるものであると認識しており、こうした点を踏まえ、第3条の2は、自己の性的好奇心を満たす目的の有無を問わず、児童ポルノをみだりに所持、保管する行為が許されるものではないという理念を宣言したものと理解している」旨の答弁があった<sup>11</sup>。

## (3) 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則

一 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。(第7条第1項関係)

二 一に係る国民の国外犯は、これを処罰するものとする。(第10条関係)

<sup>10</sup> 第186回国会参議院法務委員会会議録第24号14頁（平26.6.17）

<sup>11</sup> 第186回国会参議院法務委員会会議録第24号5頁（平26.6.17）。なお、理念として宣言をするということの趣旨につき、提出者からは、「理念として宣言をする趣旨ということは、この規定から直ちに何らかの法律上の作為義務が生ずるものではない」旨の答弁があった（第186回国会参議院法務委員会会議録第24号4頁（平26.6.17））。

## ア これまでも単純所持を禁じる改正法案が度々国会に提出されてきたものの、いずれも廃案となっていた理由

これまでも単純所持を禁じる改正法案が度々国会に提出されてきたものの成立に至らなかったのは、どのような慎重論があったからなのかについて問われた。

提出者からは、「他人に提供する目的を伴わない児童ポルノの所持については、児童ポルノの提供等の行為と比較して児童の心身に有害な影響を与える程度に相当の差異があり、直ちにいわゆる単純所持についてまで処罰するということになるプライバシーを侵害するおそれがないとは言えず、社会一般にこの法律の趣旨を十分徹底するよう努力した上で社会認識の状況を見て検討すべきものと考えられたと認識している」旨の答弁があった<sup>12</sup>。

## イ 単純所持を禁止することに対して慎重論が抱いている懸念への今後の対応

単純所持を禁止することから生じる懸念を今後どう払拭していくのかについて問われた。

提出者からは、「自己の性的好奇心を満たす目的での所持罪という新しい処罰類型を設けることにより、私的領域に過度な規制が及ぶことへの懸念が指摘されていたことから、第3条の適用上の注意規定を詳細かつ具体的に規定することにした。また、いわゆる3号ポルノの定義に、『殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、』との文言を追加することにより、画像等の客観的な状況から3号ポルノの該当性の判断を行うとの趣旨を明確にして、処罰範囲を明確化した。さらに、第7条第1項の所持罪の規定の処罰対象については、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管した者のうち、自己の意思に基づいて所持、保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限るとすることにより、所持、保管開始の時点で、自己の意思に基づいて所持、保管するに至ったことの立証を要するとともに、その自己の意思に基づいて所持、保管するに至った時期あるいは経緯などについてもできるだけ客観的、外形的な証拠により確定すべきであるとの趣旨を明らかにすることで処罰範囲を限定した。以上のような改正を行うことによって懸念を払拭していきたいと考えている」旨の答弁があった<sup>13</sup>。

## ウ 「自己の性的好奇心を満たす目的」を要件とした趣旨

「自己の性的好奇心を満たす目的」を要件とした趣旨について問われた。

提出者からは、「様々なケース、例えば、嫌がらせなどによりメールで児童ポルノを送りつけられた場合、あるいは、本人がネットサーフィンをしている間に、意図しないアクセスで児童ポルノが自分のコンピューターに入ってしまう場合、あるいは、パソコンがウイルスに感染して勝手に児童ポルノをダウンロードした場合、また、インターネット上の掲示板に児童ポルノが掲載された場合における、掲示板の管理者やサーバーの管理者が、自分が作ったサイトにそれが投稿されてしまうことによって事実上持ってし

<sup>12</sup> 第186回国会参議院法務委員会会議録第24号2頁（平26.6.17）

<sup>13</sup> 第186回国会参議院法務委員会会議録第24号2頁（平26.6.17）

まうような場合、それらを処罰するというのは合理的ではないので、処罰範囲を合理的に限定するために、『自己の性的好奇心を満たす目的』というものを要件として、所持の対象を明確化した」旨の答弁があった<sup>14</sup>。

#### エ 「自己の性的好奇心を満たす目的」の有無の判断方法等

「自己の性的好奇心を満たす目的」の「目的」とは何か、どう判断するのかについて問われた。

法務省からは、「一般論として言うと、これは目的犯であり、目的犯におけるこの自己の性的好奇心を満たす目的を立証する場合には、当該の具体的事案における客観的状況をまず基本とし、かつ、被疑者、被告人を含む関係者の供述をも踏まえて行うものと考えている。したがって、この自己の性的好奇心を満たす目的については、児童ポルノを所持するに至った経緯、所持している児童ポルノの内容や量、所持の態様などの客観的な諸状況を基本とし、それに関係者の供述を総合して判断することになると考える」旨の答弁があった<sup>15</sup>。

#### オ 「自己の性的好奇心を満たす目的」といった主観的要件を課すことになると、捜査機関による自白強要を誘発することにならないかとの危惧

「自己の性的好奇心を満たす目的」のような、個人の内心に踏み込むような主観的要件を課すことになれば、捜査機関による自白強要を誘発することにならないかについて問われた。

提出者からは、「客観的状況からの推認によって立証されないと、性的好奇心を満たす目的を持っているとは判ぜられず、捜査当局による恣意的な運用を招く規定ではない」旨の答弁があった<sup>16</sup>。

#### カ 自己の意思に基づいて所持・保管するに至った者に該当するか否か

児童ポルノを第三者から勝手にメールで送りつけられたり、勝手にかばんの中に放り込まれたり、自分のロッカーの中に入れてしまったような場合には、自己の意思に基づいて所持するに至った者には該当せず、処罰対象とならないかについて問われた。

提出者からは、「基本的には、このような事例については自己の意思に基づいて所持するに至った者には該当しない。もっとも、送りつけられた時点では自己の意思に基づくものでなかったとしても、その後、メールに添付された児童ポルノ画像を開き、当該ファイルが児童ポルノであることを認識した上で、性的好奇心を満たす目的を持って、これを積極的な利用の意思に基づいて自己のパソコンの個人用フォルダに保存し直すなどしたときは、その時点で新たに自己の意思に基づいて所持するに至ったということが認められると考えている」旨の答弁があった<sup>17</sup>。

なお、法務省も、「基本的に同様の理解をしている」旨の答弁があった<sup>18</sup>。

<sup>14</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号7頁（平26.6.4）

<sup>15</sup> 第186回国会参議院法務委員会会議録第24号15頁（平26.6.17）

<sup>16</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号8頁（平26.6.4）

<sup>17</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号11頁（平26.6.4）

<sup>18</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号11頁（平26.6.4）

#### キ 附則第1条第2項の趣旨

本法律案附則第1条第2項において、「この法律による改正後の第7条第1項の規定は、この法律の施行の日から1年間は、適用しない。」という規定が置かれた趣旨について問われた。

提出者からは、「今回の本法律案が成立して施行されると、性的好奇心を満たす目的を持って所持した場合、処罰の対象になるが、施行前から所持している児童ポルノが罰則の適用対象となる前に、適切に廃棄等の措置を講じてもらえるようにする猶予期間として、1年罰則を適用しないという規定を設けたものである」旨の答弁があった<sup>19</sup>。

#### ク 改正法施行前に所持するに至った児童ポルノについて、罰則規定が適用される改正法施行の1年後までに自己の性的好奇心を満たす目的がなくなった場合に処罰対象となるか否か

児童ポルノを入手することが処罰対象となるような時点以前には、自己の性的好奇心を満たす目的で入手したが、処罰対象となる罰則規定施行時点では既に自己の性的好奇心を満たす目的は失われ、当該児童ポルノの所在もよく分からないような場合に処罰対象となるのかについて問われた。

提出者からは、「自己の性的好奇心を満たす目的とは、当該事件において立件対象となる所持の時点においてその有無を判断すべきものであり、その有無は、所持者の内心についての供述だけでなく、児童ポルノの所持の態様、分量、所持している対象の内容等の客観的事実からの推認により認定されるべきものである。その上で、個別具体的な証拠関係により本来認定すべき事柄ではあるが、立件対象となる所持の時点で自己の性的好奇心を満たす目的が認められない場合には単純所持罪で処罰されることはなく、かつては自己の性的好奇心を満たす目的を持って児童ポルノを収集し、現在も家のどこかに児童ポルノが保管されていると認識している場合であっても、罰則適用開始後の所持の時点において自己の性的好奇心を満たす目的がないときは処罰されず、そのような場合に、家捜しまでして見つけ出して廃棄することは求められないと解している」旨の答弁があった<sup>20</sup>。

なお、法務省も、「基本的に同様の理解をしている」旨の答弁があった<sup>21</sup>。

#### (4) インターネットの利用に係る事業者の努力

インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその閲覧等のために必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑

<sup>19</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号8～9頁(平26.6.4)

<sup>20</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号12頁(平26.6.4)

<sup>21</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号12頁(平26.6.4)

み、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。(第16条の3関係)

#### ア インターネットの利用に係る事業者の努力義務を規定した趣旨

適切な事業者が現状行っている自主規制の取組に対して、新たな義務を更に追加して課す趣旨か否かについて問われた。

提出者からは、「本条は適切な事業者に対して新たな規制を行うという趣旨ではなく、こうした努力を後押しするとともに、措置の不十分な事業者に対しては一層の努力を促す趣旨であると考えている」旨の答弁があった<sup>22</sup>。

#### イ 捜査機関への協力の内容

捜査機関への協力として、具体的に捜査機関側から事業者に対しどのような協力をお願いすることになるのかについて問われた。

警察庁からは、「法第16条の3の捜査機関への協力としては、これまでと同様、捜査に関する照会に応じて、その保有している情報を適切に提供してもらうこと、あるいは、捜索、差押えに関する令状の執行の際に円滑な協力をもらうことを想定している。従来から、捜査に当たっては、関係者の利便を考慮し、必要な限度を超えた負担が生じないよう配慮しつつ、捜査を行っているところであり、今般の本法律案が成立した場合も、引き続き同様の配慮を行っていきたいと考えている」旨の答弁があった<sup>23</sup>。

### (5) 漫画、アニメ等に対する議論

#### 漫画、アニメを禁止の対象とする規定を本法律案に設けなかった理由

主要国の中には漫画やアニメの児童のポルノを禁じている国もあると聞いているところ、今回の改正では漫画、アニメを禁止の対象としなかった理由について問われた。

提出者からは、「児童ポルノ禁止法が児童ポルノの提供、製造等の行為を規制するのは、このような行為が児童ポルノに描写された児童の心身に長期にわたって有害な影響を与え続けるものであり、このような行為が社会に広がるときには、児童を性欲の対象とする風潮を助長することになるとともに、児童一般の心身の成長に重要な影響を与えるからである。このように、児童ポルノ禁止法では、第一義的には実在の児童の権利を保護することを目的としており、実在しない児童を描写したポルノについてはこの法律で言う児童ポルノには該当しないこととされている。実在しない児童を描写した漫画やアニメ等のいわゆる疑似児童ポルノについては児童を性欲の対象とする風潮を助長するおそれがあると言われているが、その一方で、その規制には表現の自由に関わる問題があるし、疑似児童ポルノと児童の権利を侵害する行為との関連性については必ずしもまだ今のところは明らかになっていないという指摘もあるため、その規制の必要性については本法律案とは別枠で十

<sup>22</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号21頁(平26.6.4)

<sup>23</sup> 第186回国会衆議院法務委員会議録第21号22頁(平26.6.4)

分に議論をする必要があると考え、今回の改正においてはその禁止の規定を置くことはしなかった」旨の答弁があった<sup>24</sup>。

## 5. おわりに

今回の改正により、他人に提供する目的を伴わない児童ポルノの単純所持等が禁止され、さらに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等が処罰されることになるなど、児童を性的搾取及び性的虐待から守るための規制が強化された。また、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関しても、当該児童の保護に関する施策について、専門家の知見を活用した定期的な検証等の規定が新設されるなど、制度の充実・強化が図られた。

しかしながら、国会における論議では、単純所持を処罰することについては、恣意的な捜査を拡大するおそれが大きく、個人の私的領域にまで捜査機関が踏み込み、冤罪を生む懸念が指摘された<sup>25</sup>。一方、児童ポルノ禁止法が本来児童を性的虐待から守るはずの法律でありながら、児童ポルノに該当するかどうか議論の中心となってしまう、実際には性的虐待が明らかに行われているような場合においても取り締まることができないケースがかなりあり、児童ポルノ禁止法は大きな問題をまだ抱えている旨指摘される場面もあった<sup>26</sup>。また、児童ポルノ禁止法による規制の対象とするかどうかは議論のあるところではあるが、実在しない児童を描写した漫画、アニメ等のいわゆる疑似児童ポルノに対する規制をどうするかも課題として残されている<sup>27</sup>。さらに、現状を見ると、平成 25 年の国内の児童ポルノ禁止法違反の摘発件数は過去最多の 1,644 件で、平成 16 年の 177 件の 10 倍近くあり、被害に遭った子供も中高生を中心に 646 人、このうち小学生以下は 92 人で、平成 16 年の 5 人の約 18 倍と深刻な状況となっていることに加え<sup>28</sup>、インターネットを利用した犯罪、その中でも、スマートフォンを利用して交流サイトにアクセスし、犯罪被害に遭う子供が増加している<sup>29</sup>。その他にも、元交際相手の裸の画像などをネット上に流出させる嫌がらせ行為、いわゆるリベンジポルノなども社会問題化しており<sup>30</sup>、これらの問題に対する対

---

<sup>24</sup> 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 24 号 2～3 頁（平 26. 6. 17）

<sup>25</sup> 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 24 号 21 頁（平 26. 6. 17）

<sup>26</sup> 第 186 回国会参議院法務委員会会議録第 24 号 10 頁（平 26. 6. 17）

<sup>27</sup> 衆議院法務委員会において、谷垣法務大臣は、コミックスの中には「子供の性をもてあそぶ極めて好ましくないものがある一方で、表現の自由ということは十分に尊重しなければならない」とした上、そういうものをどう取り締まっていくかは「課題としてこういうものは残っている」旨答弁している（第 186 回国会衆議院法務委員会会議録第 21 号 3 頁（平 26. 6. 4））。

<sup>28</sup> 『毎日新聞』（平 26. 5. 19）

<sup>29</sup> 『毎日新聞』（平 26. 5. 20）

<sup>30</sup> 『日本経済新聞』夕刊（平 26. 5. 13）

策は急務となっている<sup>31</sup>。

以上のように、性的搾取及び性的虐待から児童を守るためには、まだ多くの課題が残されている状況にある。したがって、平成 26 年改正法の施行状況を十分注視しながら、今後も引き続き、真に児童の権利の保護に必要な規制等を行うべく、国会、政府を始め、関係機関が連携してその方策を検討し、実行していかなければならないと考える。

**【参考文献】**

森山眞弓・野田聖子『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』（ぎょうせい 2005 年）

（たかぎ かずひろ）

---

<sup>31</sup> 今回の改正により新設された第 16 条の 3 には、インターネットの利用に係る事業者の努力規定が、平成 26 年改正法附則第 3 条第 1 項には、政府は、インターネットによる閲覧の制限に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする旨が、同条第 2 項には、インターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後 3 年を目途とした検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨の規定がそれぞれ置かれた。